第三十四号様式（第四条の十六関係）（Ａ４）

（略）

（第一面）

建築基準法第７条の６第１項第２号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。

（略）

第三十五号様式（第四条の十六関係）（Ａ４）

（略）

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第７条の６第１項第１号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

（略）

第三十五号の二様式（第四条の十六関係）（Ａ４）

（略）

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第７条の６第１項第２号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

（略）

第三十五号の三様式（第四条の十六関係）（Ａ４）

（略）

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第７条の６第１項第２号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

（略）

第三十五号の四様式（第四条の十六の二関係）（Ａ４）

（略）

下記に係る仮使用の認定の申請について、建築基準法第７条の６第１項第２号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定したので、同法第７条の６第３項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により報告します。

（略）

第三十六号の二様式（第五条関係）（Ａ４）

（注意）

１．・２．　（略）

３．第二面関係

①～⑥　（略）

⑦　４欄は、建築基準法施行令第108条の３第２項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の３第５項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第129条第３項に規定する階避難安全検証法により階避

第三十四号様式（第四条の十六関係）（Ａ４）

（略）

（第一面）

建築基準法第７条の６第１項第２号（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。

（略）

第三十五号様式（第四条の十六関係）（Ａ４）

（略）

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第７条の６第１項第１号（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

（略）

第三十五号の二様式（第四条の十六関係）（Ａ４）

（略）

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第７条の６第１項第２号（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

（略）

第三十五号の三様式（第四条の十六関係）（Ａ４）

（略）

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第７条の６第１項第２号（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

（略）

第三十五号の四様式（第四条の十六の二関係）（Ａ４）

（略）

下記に係る仮使用の認定の申請について、建築基準法第７条の６第１項第２号（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定したので、同法第７条の６第３項（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により報告します。

（略）

第三十六号の二様式（第五条関係）（Ａ４）

（注意）

１．・２．　（略）

３．第二面関係

①～⑥　（略）

⑦　４欄は、建築基準法施行令第108条の３第２項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の３第５項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第129条第３項に規定する階避難安全検証法により階避